

医療費通知印刷及び配送業務委託仕様書

1 委託目的

令和4年1月から令和4年12月までの医療費通知について、横浜市職員共済組合から提供する電子記録媒体により作成し、圧着ハガキ（帳票、宛名情報）の印刷、ハガキの圧着加工及び配送に関する処理を行う。

2 履行期間

契約締結日から令和5年7月31日まで

3 納品日

令和5年7月31日

4 作成予定数

38,000通

5 本番データの提供時期

令和5年6月20日

6 業務の切り分け

	作業内容	作業区分	
		当組合	受託者
1	印刷データ（CSV）作成	○	
2	印刷原稿・レイアウト作成（プログラム作成）		○
3	用紙作成		○
4	テスト		○
5	印刷		○
6	圧着		○
7	仕分け		○
8	梱包		○
9	配送		○

7 印刷物の形状等

(1) 印刷媒体

サイズ 横15インチ 縦9インチ

折り加工 3つ折り

圧着方法 ドライシーラー方式または圧着ハガキ（全面糊付け等）とする。
圧着方法は受託者に一任する。
万一、水に濡れても開くものとする。

(2) 印刷色

用紙 表2色 裏2色

可変データ 表・裏とも黒1色刷り

(3) 印刷物のイメージ

別紙1「医療費通知レイアウト」のとおり
(あくまでイメージであり、確定したものではない。)

表面

・宛名

一般組合員の場合 : 所属名称、所属コード、組合員氏名、職員番号等

任意継続組合員の場合 : 郵便番号、住所、所属コード、組合員氏名、職員番号等

・受診データ

裏面

・受診データ

・広報文(可変データなし)

8 提供データ

(1) 委託者が提供するデータの形式は、カンマ区切りCSVとする。

レコードの項目等については別紙2「医療費通知書データインターフェース仕様書」のとおり。

(2) データの並び順

所属コード、職員番号順

(3) 外字について

文字種 400字程度

別途、外字ファイル(EUDC) データを提供する。

9 データの授受

双方で取り決めた方法で授受を行う。

10 テスト印字

受託者は本番印刷をする前にテストデータを用いた印刷テストを実施すること。

なお、テストデータは委託者が提供する。

11 引抜き作業

受託者はデータ引渡し後の引抜き作業は行わない。

12 納品先

各所属共済組合事務担当課

別紙3「納品先一覧」のとおり。

※別紙3「納品先一覧」に変更があった場合、受託者へ変更後の資料を送付する。

13 納品仕様

医療費通知を委託者の指定する箇所ごとを一組として段ボール等に梱包し、指定の箇所ごとの

配送伝票を貼付すること。

※箇所ごとの配送伝票への記載事項

送り主 〒231-8315 横浜市中区本町6-50-1 横浜アイランドタワー17階
横浜市職員共済組合医療福祉課医療給付係
045-671-3402

納品先 納品先住所

●●区・局 ○○課 ▲▲係 共済組合事務担当者 様

14 納品にかかる注意事項

別紙3を「納品先一覧」に記載された所属コードごとに梱包し、誤配送等の事故が起きないように、充分注意すること。

配送は自社によらなくても可とする。ただし、他社に依頼する場合には、セキュリティーに充分配慮した配送サービスを利用することとし、事前に委託者の了解を得ること。

15 納品に係る検査方法

受託者（または受託者が依頼した者）が配送する所属ごとの受領届をもって検査とする。

16 納品後の不具合の原因調査・対応

納品後、誤配、印字内容の誤り等が判明した場合は、委託者と協議の上、速やかに必要な原因調査、対応を行うこと。

17 個人情報の保護

(1) 保管

受託者はデータ等について本業務終了まで善良な管理者の注意義務をもって厳重に保管しなければならない。

(2) 両面印字

受診データの印字は両面に渡るが、他人のデータが混入することがないように仕組みを設けること。

(3) 目的外使用の禁止

本業務にかかるデータ等を本業務以外の目的に使用してはならない。

(4) データの消去等

本契約に伴い入手した個人情報については、本契約終了後速やかに破棄すること。また、内容については第三者に漏えいすることのないように注意すること。

18 契約の形態

委託料の算定については、

①プログラム作成等にかかる費用

②実施に要する定額費用（梱包・配送等にかかる費用）

③1通当たりの単価（用紙作成、印刷及び圧着に係る1通当たりの費用）

のそれぞれを契約書に定めることとする。

①及び②については確定契約とし、③については概算数量契約とする。

19 支払方法

検査後、適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払う。

20 その他

本仕様に記載のない事項又は疑義が生じた場合には、その都度協議し決定するものとする。